

妊娠・出産・子育てに係る融資に対し 利子の一部を補助します！

～池田市妊娠・出産・子育て応援補助金～

妊娠、出産から子育て期の家庭の経済的な負担軽減を図るため、池田市と子育てに係る協定を締結した池田泉州銀行の「<池田泉州>妊活・育活応援ローン」の借入者に対し、利子の一部を補助します。

借入金の年利
2.0%
相当額



池田泉州銀行

<池田泉州>
妊活・育活
応援ローンと連携

※補助金の支給を受けるためには、融資契約が完了した日から1ヶ月以内に認定手続きが必要です。

【補助期間】

返済開始月から1年間

【補助上限額】

1世帯6万円

【対象者】 下記の1～4を備える方

1. 池田市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
2. 池田泉州銀行の「<池田泉州>妊活・育活応援ローン」を借入れした方
3. 市税を滞納していない方
4. 次のいずれかの要件に該当する方
 - ①妊娠を希望する夫婦のうちいずれかの方
 - ②妊娠している方またはその配偶者
 - ③子どもを扶養している方

手続きの流れは
裏面をみてね



【お問い合わせ】

池田市役所 子ども・健康部 子育て支援課

電話 (072) 754-6525

池田市妊娠・出産・子育て応援補助金 補助を受けるまでの流れ

① 融資申込

(池田泉州銀行へ)

※融資条件の詳細・手続き等については、
市内の池田泉州銀行にお問い合わせください。

- ・池田営業部 (072) 753-3737
- ・石橋支店・池田東支店 (072) 761-8281
- ・池田駅前支店 (072) 751-8521

(電話の受付時間 平日 9:00~17:00)



② 補助金の 認定申請

(池田市子育て支援課へ)

※ローン契約締結後1ヶ月以内に池田市子育て支援課へ。

【ご準備いただく物】

- ・池田市妊娠・出産・子育て応援補助金認定申請書(様式第1号)
- ・ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)の写し
- ・出産前の方は、母子手帳
- ・不妊治療の方は、治療に要する費用がわかるもの等

③ 認定通知書 発行



④ 補助金の 交付申請

(池田市子育て支援課へ)

※翌年1月31日までに池田市子育て支援課へ。

前年の1月1日~12月31日に支払った利子が補助対象です。

【ご準備いただく物】

- ・池田市妊娠・出産・子育て支援補助金交付申請書兼請求書
(様式第3号)
- ・融資取引明細表(12月31日を基準日として池田泉州銀行へ発行
を依頼してください)
- ・申請者名義の通帳の写し(ローン返済と同じ口座であれば不要)

⑤ 利子補助金 振込

※年1回3月末までに指定口座に振込みます。

